

**予備試験**

**令和の論文過去問完璧講座2025**

**◆ 憲 法 ◆**

**<講師作成完全答案>**

**— R1～R5 —**

令和3年予備試験合格者・令和4年司法試験合格者  
**清武 宗一郎 講師**

**辰巳法律研究所**

## 目次

---

- ◆ 講師作成完全答案< R 1 >..... P. 1
- ◆ 講師作成完全答案< R 2 >..... P. 8
- ◆ 講師作成完全答案< R 3 >..... P. 16
- ◆ 講師作成完全答案< R 4 >..... P. 23
- ◆ 講師作成完全答案< R 5 >..... P. 30

1 第1 Xの主張

2 Xは、フリージャーナリストの取材源秘匿権も表現の自由として憲法21条1項により保  
3 障されており、本件においてインタビューに応じた者の名前についても、その秘匿が保障さ  
4 れるから、民事訴訟法197条1項柱書・3号により、証言拒絶が認められると主張する。

5 1 報道の自由は、民主主義社会において国民が国政に関与するにつき重要な判断の資料を提  
6 供し国民の知る権利に奉仕するものだから、憲法21条1項により保障される。また、取材  
7 が正しい内容の報道にとって不可欠の前提であることからすれば、取材の自由は憲法21条  
8 1項の精神に照らして十分尊重に値する（博多駅事件）。これは、取材の自由も憲法上の権  
9 利として保障されるという趣旨と解する。また、取材源の秘匿は、かかる取材の自由を確保  
10 するために必要なものとして重要な社会的価値を有する（NHK記者証言拒絶事件）から、  
11 取材源秘匿権も同項により保障されると解する。

12 2 「職業の秘密」（民事訴訟法197条1項3号）とは、その事項が公開されると、当該職業  
13 に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいうと解される。そして、報道関係者  
14 の取材源は、一般に、みだりに開示されると報道関係者と取材源となる者との間の信頼関係  
15 が損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨げられ、その業務に深刻な影響を与え  
16 以後その遂行が困難になると解されるので、取材源の秘密は職業の秘密に当たる（同前）。

17 本件でも、Xが取材源である乙の名前を明かせば、今後、匿名条件で取材源となる者がX  
18 の取材を受けることを躊躇するおそれがあり、Xの将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨  
19 げられ、その業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるといえる。

20 したがって、取材源である乙の名前は「職業の秘密」に当たる。

21 3(1) もっとも、「職業の秘密」に該当する場合であっても、当該報道の内容、性質、その持つ  
22 社会的な意義・価値、当該取材の態様、将来における同種の取材活動が妨げられることによ

23 　　って生ずる不利益の内容、程度等と、当該民事事件の内容、性質、その持つ社会的な意義・  
24 　　価値、当該民事事件において当該証言を必要とする程度、代替証拠の有無等の諸事情を比較  
25 　　衡量して、それが保護に値する秘密といえない場合には、証言を拒絶できない（NHK記者  
26 　　証言拒絶事件）。

27 　　そして上述のとおり、取材の自由及び取材源秘匿権は国民の知る権利に奉仕する報道の自  
28 　　由の不可欠の前提として重要な社会的価値を有するから、当該報道が公共の利益に関するも  
29 　　のであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取  
30 　　材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や  
31 　　影響のある重大な民事事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公  
32 　　正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であると  
33 　　いった事情（以下、「特段の事情」という）が認められない場合には、当該取材源の秘密は保  
34 　　護に値し、証人は、原則として、当該取材源に係る証言を拒絶することができる（同  
35 　　前）。

36 (2) たしかに、取材源である乙の名前の証言は、乙の守秘義務違反を直接証明するものであつ  
37 　　て、当該証言を必要とする程度は極めて大きい。また、同様の証拠価値のある代替証拠はな  
38 　　く、Xと乙が接触の機会を持ったという間接事実を立証したり、他の守秘義務違反者の不存  
39 　　在を立証したりすることによって守秘義務違反を立証するのは困難であるといえる。しかし  
40 　　ながら、本件の報道内容は、SDGsに積極的にコミットしていることで知られる家具メー  
41 　　カー甲が、実はコストを安く抑えるために、濫開発による森林破壊が国際的に強い批判を受  
42 　　けているC国から原材料となる木材を輸入し、日本国内で加工し製品化しているというもの  
43 　　であるが、かかる報道内容は環境問題という公共の利益に関するものである。また、Xは、  
44 　　たしかに、守秘義務を理由に取材を断る乙に対し、その工房や、家族のいる自宅に執ように

45 押しかけ、乙のエコロジー家具の工房経営にも、エコフレンドリーという評判が低下するこ  
46 とで悪影響が及ぶことを匂わせているが、脅迫に当たるとまではいえず、刑罰法規に触れて  
47 いるとは言えない。さらに、乙は、名前を仮名にすること及び画像と音声を加工することを  
48 条件に取材に応じており、取材源の秘密の開示を承諾していない。そして、本件の民事訴訟  
49 は守秘義務違反に基づく損害賠償請求であって、社会的意義・影響のある重大な民事事件と  
50 まではいえない。

51 (3) したがって、特段の事情が認められないため、原則どおり、取材源である乙の名前は保護  
52 に値する「職業の秘密」に当たり、Xの証言拒絶は認められる。

## 53 第2 私見

54 1(1) まず、報道の自由とは異なり、取材の自由と取材源秘匿権は報道の自由の単なる派生的  
55 権利にすぎず、憲法21条1項により保障されないとも考えられる。

56 たしかに、これらの権利は、憲法21条1項によって直接保障される報道の自由と比べると  
57 と知る権利との関連性の度合いが小さく、権利の重要性が相対的に低いといえる。しかし、  
58 正しい内容の報道にとって不可欠であるという意味で取材が重要であることには変わり  
59 はない。また、取材源の秘匿も、かかる取材の自由を確保するため必要であり、ひいては正し  
60 い内容の報道のために必要である。よって、両者ともに報道の自由の一環として憲法21条  
61 1項により保障されると解する。

62 (2)ア 次に、報道の自由、取材の自由及び取材源秘匿権はいずれも、主に記者クラブに所属す  
63 る報道機関（以下、「マスコミ各社」という）に認められた権利である（博多駅事件等参照）  
64 以上、記者クラブに所属しないフリージャーナリストはこれらの権利を享有していないとも  
65 考えられる。

66 しかし、フリージャーナリストも、公共の利害に関する事項についての取材・編集・発表

67 を業としている場合には、国民の知る権利に奉仕している点でマスコミ各社と同じだから、  
68 上記各権利の保障を受けると解する。

69 イ 本件のXは、主に環境問題について取材その他の活動を行っており、公共の利害に関する  
70 事項について取材活動を行っているといえる。また、Xは、取材した内容を編集してインタ  
71 ーネット上の動画サイトに投稿し、閲覧数に応じて支払われる広告料によって収入を得てい  
72 る。かかる動画は若い世代を中心に関心を集め、Xはインフルエンサーとして認識されつつ  
73 ある。さらにXは、これまでに取材・投稿した内容に基づくノンフィクションの著作1冊を  
74 公表している。このように、Xは公共の利害に関する事項についての取材・編集・発表を業  
75 としているといえることができる。

76 ウ よって、Xにも報道の自由、取材の自由及び取材源秘匿権が保障される。

77 2(1) そうだとしても、取材活動が正当な取材活動の範囲を逸脱する場合は、それが将来にわ  
78 たり円滑に行えなくなるとしても取材者の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難に  
79 なるといえないから、その取材源は「職業の秘密」に当たらないと解される（TBSビデオ  
80 テープ押収事件参照）。そして、取材活動の態様が犯罪行為を伴う場合は勿論、法秩序全体  
81 の精神に照らし社会観念上是認することのできない場合も、正当な取材活動の範囲を逸脱し  
82 （外務省秘密電文漏洩事件）、「職業の秘密」に当たらないと解する。

83 (2) 本件では、上述Xの主張のとおり、Xの取材活動は犯罪行為を伴うものであったり、犯罪  
84 行為を認識しながら放置したりするものではない。また、証言しない乙の態度を「保身」と  
85 批判して乙の工房経営への悪影響を示唆した点についても、乙の態度に対する批判の域を出  
86 ず、法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできないとはいえない。

87 したがって、本件のXの取材活動は正当な取材活動の範囲内の行為である。

88 そして、本件において証言拒絶により乙の名前を秘匿できなければ匿名という取材条件を

89 破ることになり、今後はかかる条件を付して説得しても取材に応じてもらえない可能性が高  
90 くなるといえる。そうすると、同様の態様・条件による取材活動が将来にわたり円滑に行え  
91 なくなり、Xの業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるといえる。

92 (3) したがって、乙の名前はXの主張のとおり、「職業の秘密」に当たる。

93 3(1) もっとも、Xの主張のとおり、判例上、保護に値する「職業の秘密」でなければ証言拒  
94 絶は認められないところ、フリージャーナリストが主体である場合はマスコミ各社が主体で  
95 ある場合と比べて知る権利に資する程度が小さく権利の重要性が相対的に低いため、その  
96 「職業の秘密」が原則として保護に値する（前記第1の3）とまではいえないとも思える。

97 たしかに、マスコミ各社は記者クラブに所属しているため県庁や県警による公的な記者発  
98 表の場に出席して取材することができ、新聞やテレビといった従来のマス・メディアを利用  
99 して発表を行うことができる一方、記者クラブに所属しないフリージャーナリストはこれら  
100 の方法による取材・発表を行うことができないから、情報の送り手として優位に立つ前者の  
101 各権利の方が国民の知る権利との関係で重要ともいえる。しかし、本件のXの動画が反響を  
102 呼んでマスコミ各社の後追い取材の対象となったように、本来の組織から離れて比較的自由  
103 に活動できるフリージャーナリストの方が迅速かつ鋭い報道が可能である場合もある。イン  
104 ターネットの発展状況にかんがみても、マスコミ各社とフリージャーナリストの役割の重要  
105 性は相対的なものにすぎない。

106 したがって、フリージャーナリストの場合でも、特段の事情がない限り、その「職業の秘  
107 密」は原則として保護に値するというべきである。

108 (2) 本件の報道内容はたしかに、甲という私企業のスキャンダルとしての側面を有する。しか  
109 し、かかる私企業のスキャンダルであっても、我が国におけるSDGsの実践状況を示すも  
110 のともいえ、日本の国際的な地位にも影響しうる情報である。そうすると、本件報道は国民

- 111 の消費活動や政治判断に資するものとして、公共の利害に関する報道に当たる。
- 112       そして、たしかにXの取材活動は取材拒否を行う乙に対して場所を問わず何度も取材申込
- 113       みを試みるものであって、乙の日常生活の平穩を害する側面がある。しかし、かかる取材申
- 114       込みは犯罪行為に当たるわけではなく、マスコミ各社が従来行ってきた行為とそう変わらな
- 115       い。またたしかに、Xは取材拒否の態度が乙の工房の評判を低下させるという脅し文句も申
- 116       し向けているが、これは、乙の取材拒否の事実を報道した場合のリスクを乙に認識させるに
- 117       過ぎないから、脅迫に当たるとまではいえない。一方、本件訴訟は甲社の守秘義務違反によ
- 118       る損害賠償請求であって、本件報道の内容を争うなどの社会的意義があるわけではなく、単
- 119       に甲社の私的利益の追求にすぎない。
- 120 (3) よって、特段の事情はないから、本件報道は原則どおり保護に値する「職業の秘密」に当
- 121       たる。
- 122 4 以上より、Xは民事訴訟法197条1項柱書・3号に基づき証言拒絶が可能であり、乙の
- 123       名前を秘匿できる。
- 124
- 以上









講座のご受講、本当にお疲れ様でした。  
今回の講義、教材に関し、ご意見・ご感想をぜひお聞かせ下さい。  
よりよいコンテンツを目指します。

※上記二次元バーコードを読み取り、専用フォームよりご回答ください。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）